

治療と仕事（就業）の両立支援 — 企業と従業員が“一緒に考える”ために —

病気になったら、働けなくなる…そう思い込む必要はありません。
治療と仕事の両立支援は、病気を理由に離職するのではなく、
働き続ける選択肢を職場で考える取組です。

■ 両立支援は「特別な対応」ではありません

- ・ 一律の正解はありません
- ・ 前例がなくても問題ありません
- ・ 本人の申出を出発点に話し合います

大切なのは、話し合うための土台があることです。



■ 企業（事業場）が担う役割

- ・ 事業主が主体となって判断
- ・ 対応・できること／できないことを整理
- ・ 主治医・産業医の意見を参考に、本人と話し合いながら決定



■ 労働者が担う役割

- ・ 本人の申出が出発点
- ・ 就業を続けたいかの意思表示
- ・ 必要な範囲で体調等の情報を共有
- ・ 両立支援に必要な手続きに協力



■ 「制度があるだけ」になっていませんか？

- ・ 制度はあるが使われたことがない
- ・ 判断の進め方が共有されていない

この状態では、いざという時に機能しません。平時からの整理と準備が重要です。



■ 静岡産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

- ・ 両立支援の環境整備、進め方を支援
 - ・ 制度を使える形にする助言
 - ・ 事業主と労働者の両立支援の相談など
- ※ すべて無料です <https://www.shizuokas.johas.go.jp/>

■ 静岡県内の両立支援相談窓口

- ・ 静岡産業保健総合支援センター以外の医療機関出張相談窓口
<https://www.shizuokas.johas.go.jp/pages/169/>
- ・ 静岡県地域両立支援推進チーム
静岡労働局を中心に、治療と仕事の両立支援に関する相談各関係機関
<https://www.shizuokas.johas.go.jp/pages/201/>



以下のようなご相談は
対応できかねます。

- ・ 解雇された
- ・ 退職をほのめかされた
- ・ いじめやパワハラ相談
- ・ 賃金の交渉
- ・ 仕事先の紹介
- ・ 退職後の手続き

■ 治療と仕事の両立支援ナビ

治療しながら働く人を応援する情報
ポータルサイト：厚生労働省
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>



独立行政法人労働者健康安全機構
静岡産業保健総合支援センター
〒420-0034
静岡県静岡市葵区常磐町2-13-1
住友生命静岡常磐町ビル9階
電話 054-205-0111



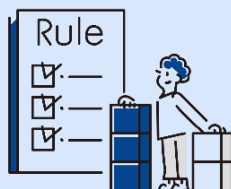
治療と仕事の両立支援

Q&A

病気＝離職ではありません。
事前の備えが、本人も職場も救います。
両立支援は「特別対応」ではなく、
これからの職場の基本です。

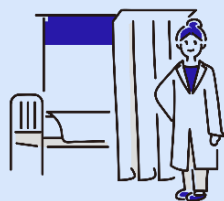


1 努力義務とは、守らなければ罰則があるのですか？



A. 罰則はありません。ただし、労働施策総合推進法に基づく法律上の義務（努力義務）であり、国（都道府県労働局）から指針に基づく助言・指導の対象になります。「何もしていない」状態は望ましくありません。

2 どのような病気が対象になりますか？



A. 医師により、反復・継続した治療が必要で、就業継続に配慮が必要と判断された疾病が対象です。がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、難病などが含まれます。一方、風邪など短期間で治癒するものや美容医療等は対象外です。

3 会社から「支援を受けなさい」と言ってよいのですか？



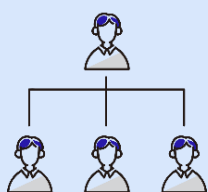
A. 原則として、労働者本人からの申出が出发点です。私傷病に関わるため、本人の意思を尊重し、強制しないことが基本です。相談しやすい職場環境を整えることが会社の役割です。

4 配置転換や勤務軽減は必ず行わなければならないのですか？



A. 必ずしも全てに対応する必要はありません。主治医・産業医の意見を踏まえ、事業場として可能な範囲で調整を行います。「できること」「できないこと」を本人と丁寧に話し合うことが重要です。

5 病気の情報はどこまで社内で共有してよいのですか？



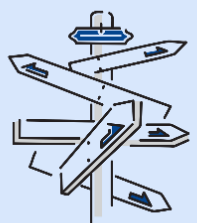
A. 必要最小限が原則です。症状や治療内容などの健康情報は個人情報として厳格に管理し、取扱者や共有範囲をあらかじめ定めておく必要があります。本人の同意なく広く共有することはできません。

6 中小企業でも対応しなければならないのですか？



A. はい、企業規模にかかわらず対象となります。すべてを社内で抱え込む必要はなく産業保健総合支援センターなど外部支援を無料で活用することが推奨されています。

7 主治医・産業医の意見どおりにしなければならないのですか？



A. 最終的な判断は事業主が行います。ただし、就業を継続させる場合には、就業により疾病が増悪しないよう配慮する責任があります。主治医・産業医・本人の意見を総合的に踏まえた判断が求められます。

8 病院側・医療機関は何をしてくれるのですか？



A. 主治医は、勤務情報を踏まえた上で、就業継続の可否や配慮事項について意見を示します。また、医療機関には両立支援コーディネーターが配置されている場合があり、職場との調整支援を行います。

静岡産業保健総合支援センター（さんぽセンター）では、治療と仕事の両立支援に関する制度づくりや体制整備、事業主・労働者の相談や個別の調整支援を、無料で行っています。お気軽にご活用ください。